（2ページから↙）

選定するように指導しているとの回答があった。計画を策定した市町村には、その後も追跡し、確認してほしいと訴えた。

また、地域防災計画策定について、男女比率が同じになることと弱い立場の声を反映できる委員の選出を求めた。

青年の雇用について、なかなか改善されない不安定就労を改善するために、関係する部局と連けいしながら話し合いを重ね、改善に向けた方向をお互いに模索していきたいと回答があった。

■福祉保健部

県の障がい者雇用の水増し問題について、16人が法定雇用率を満たさない状況であり、今年度採用試験を実施し、来年採用すると人事から聞いている。関係者へは申し訳なく思うと回答した。また、県の募集要項に「自力通勤が可能な方」という欠格条項について問うと、家族の送迎などがあればよく、県が通勤手段を講じることはできないという意味と回答したが、問い合わせて初めて分かる内容を書くのは欠格条項であり、改めるべき。水増し問題についても、手続きの不備だけでなく、募集要項・採用基準や勤務時間など健常者の理屈で決められてきたことであり、働き方を含め当事者にあわせた考え方をすべきと指摘した。部落の障害者へのとりくみについては、一般的な全体のなかでの回答にとどまっており、やりとりするなかで障害福祉課の部落問題の認識不足が露呈した。地域包括支援センターの運営協議会に参画できていないことにふれ、本当に地域の実情が分かっているのか、福祉が地域を素通りしてきた経過があるなか、隣保館と連けいしなければ、地域福祉計画を実践する場で排除されると訴えた

■総務部

「推進法」制定をうけ、実態調査や条例に関して県の考えを求めた。以前、副知事は条例の改正も含めて協議すると発言していたが、総務部としては条例改正の必要性についてすら議論されていないことが露呈した。県は、条例のほかに方法がないか総合的に検討しており、直ちに条例改正をするところまではいたっていないと回答。

実態調査については、国の状況を注視しているとの回答にとどまり、国の調査項目が明らかにされていない状況のなか、生活実態調査は県がおこなうべきものではないかと問いかけた。

また、相手が特定されている県への差別電話について回答を求めたところ、県は全国的な課題なので国がすべきことと回答。県として相手がわかっているにもかかわらずなんら対策をとらないことにたいし、和歌山県職員が差別されたという認識をもって具体的なとりくみをおこなうよう強く求めた。

「推進」法制定から2年が経過しても県の具体的な施策がなにもみえてこず、どのような施策をおこなうのかすら議論されていないような回答に、参加者からは厳しい意見がだされた。残された課題については、後日、県連三役を中心に総務部と話し合いをもつことを確認した。

■企画部

「推進法」が施行されてから2年が経過し、湯浅町では来年度に部落差別への条例が改正される予定。新たな県条例を求めて人推協でも交渉をかさねており、副知事からも改正が必要かを含め条例を検討していくとの回答であったこともふまえ、今後、総務部と情報を共有し県条例の必要性について協議することを強く要求した。また、モニタリング事業については、30市町村で実施するよう指導しているなかで、予算措置をすすめてもらうこととネットワーク化をはかって情報共有するよう求めた。差別事件へのとりくみで、プライム事件以降、本人通知制度を導入し、約9千人が登録しているが、開示請求された件数を把握しておらず実績として追跡調査をおこなってもらいたいことをのべた。雇用の改善を目的に建てられた共同作業場も現在では老朽化がすすみ、設備や職場環境を変えなければ厳しい状況にある。同和対策で建てられた経緯をしっかりとふまえて国に働きかけをすすめてもらいたいと訴えた。つぎに、いわゆる「人権3法」が成立したが、具体的に差別事件発生件数を情報共有できているのかの問いに、障がい者については4件といった報告であった。さまざまな情報から「万」を超える悪質な差別書き込みや差別事件が発生しているにもかかわらず、報告件数に大きな違いがある。差別をなくすためには差別の実態を把握しなければならないと指摘した。今後、モニタリングを実施するなかで、情報を共有し共通認識をもち、施策の具体化を講じなければならないと指摘した。

最後に、県条例について、総務部・企画部・人権局・解放同盟とで検討委員会の立ち上げを要求した。

企画部

主張

「推進法」の具体化と組織内候補の必勝を！

新しい年、2019年がはじまりました。

昨年は「部落差別解消推進法」（以下「推進法」）制定2年目の年として、「推進法」の具体化と各市町村の条例化闘争、そしてインターネットを使用した悪質な差別事件へのモニタリング事業の実施を求めてきました。その成果もあり、県内の市町村では法制定を契機に新しい条例の制定にむけたとりくみやモニタリング事業が展開される予定になっています。

いうまでもなく、この「推進法」制定に大きな要因となったとりくみは、2015年11月に実施された「人権課題解決にむけた和歌山県人権フォーラム東京集会」でした。まさに「オール和歌山」で開催した集会が、法制定へのきっかけになりました。

しかしながら、悪質な差別事件や電子空間を悪用した差別書き込みをはじめ、差別を助長・拡散させる差別がまん延している状況にあります。和歌山県連としても、このような差別事件を規制していくために県条例の改正をはじめ、さらに実効性のある人権の法制度を求めてきたところですが、県をはじめ県内の市町村では「国の動向をみて…」とした回答で、この法律の弱点が表面化したといえます。和歌山県および市町村行政、県選出の国会議員をはじめ、各級議員、企業、宗教関係者、労働組合の皆さん方の努力によって制定させてきた「推進法」の意義を再度みつめなおし、各地方から法規制・救済を具体化させ、実効性のある法制度を実現していかなければなりません。国の動向を待つだけではなく、県をはじめ各市町村すべてが差別にたいして毅然たる態度を表明し、そして具体的な施策を示すことが重要です。

3年前の「推進法」制定にむけた国会審議のなかで、結婚差別事件が報告されました。そのふたりに話を聞いたことがある。「別に結婚差別している両親が憎いわけではない。部落差別が憎い。差別がなくなったら、すべての人に祝福されて結婚したい、それだけです」といっていた。法律や条令が制定されても、その日から差別がなくなる訳ではない。だた、部落差別は存在し「社会悪」であることを人びとに徹底させていくことが重要である。そのためにも、さらなる人権の法制度確立、さらに統一地方選挙において組織内候補（ふじ本まり子・県議会和歌山市選挙区、いしもと一也・湯浅町議会選挙）と推せん候補の必勝をめざして、闘うことを誓います。

支局からのお知らせ

お気軽にお電話を！

和歌山支局では、各支部でのとりくみを積極的に紹介していきたいと思います。支部活動や子ども会活動など、支局までお知らせいただければ、取材に走ります。もちろん、投稿記事も大歓迎！　写真を添えて支局までお送り下さい。

（発送先）〒640－8314
和歌山市神前405－3
部落解放同盟県連合会内
解放新聞和歌山支局宛